

公益社団法人日本舞踊協会 寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本舞踊協会（以下、「当法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ①一般寄附金 一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金。
- ②特定寄附金 個人又は団体から事業を特定して受領する寄附金。

2 この規程における寄附金は金銭のみとする。

(寄附金の募集)

第3条 当法人は常時寄附金を募ることができる。

2 受領した寄附金は、寄附金総額の20%以上を公益社団法人日本舞踊協会定款第4条の目的、第5条の公益目的事業に使用するものとし、その残余を管理費に使用するものとする。

3 寄附金額は、個人1口1,000円で1口以上とし、団体1口10,000円で1口以上とする。

(受領書等の送付)

第4条 寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、当法人への寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(寄附に係る結果の報告)

第5条 当法人は、年度末決算終了後速やかに寄附金総額、人数、使途予定その他必要事項を記載した報告書を、寄附をされた個人または団体（ご担当者）に報告するものとする。但し、ホームページ上で公開することをもって代えることができるものとする。

(特定寄附金)

第6条 当法人は個人又は団体より特定寄附金を受領することができる。

2 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

3 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

- ①国、地方公共団体、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体はその寄附により、特別の利益を受ける場合。

②寄附者がその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合。

③寄附金の受け入れに起因して、当法人が著しく資金負担が生ずる場合。

④前3号に掲げる場合のほか、当法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及び当法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合。

(情報公開)

第7条 当法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第8条 寄附者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(附則)

1. この規程は、平成27年 9月 18日から施行する。

公益社団法人日本舞踊協会 定款（抜粋）

（目的）

第4条 この法人は、我が国の代表的な古典芸能である日本舞踊の伝統を維持しつつその普及と発展を図るとともに、必要な人材の育成及び日本舞踊家の技芸の向上を目指し、もって我が国の文化の進展に寄与することを目的とする。

（事業）

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）日本舞踊の伝統を維持するために必要な事業
 - （2）日本舞踊の発展を図るために必要な人材を育成する事業
 - （3）日本舞踊家の技芸向上のための研修会及び舞踊会の実施
 - （4）一般公衆に日本舞踊を鑑賞する機会を提供し、併せて、日本舞踊を普及するために必要な舞踊会の開催
 - （5）日本舞踊家が行う舞踊会及びその他日本舞踊に関する活動を推進するための支援
 - （6）日本舞踊に関する資料及び文献の収集保存並びに公開
 - （7）日本舞踊関係団体及びその他の関係芸術文化団体との交流及び提携
 - （8）日本舞踊家の福祉及び顕彰をはかるための事業
 - （9）その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国及び必要に応じて海外において行うものとする。